

法 規

1. 船舶局の免許がないのに、漁船に無線電話を設置して、仲間の漁船と漁業通信を行うと罰せられる。
2. 免許人は、船舶局の識別信号（呼出符号、呼出名称等をいう。）の指定の変更を受けようとするときは、あらかじめ免許状の訂正を受けなければならない。
3. 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等は、電波の質といわれる。
4. 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、船舶局の空中線電力5ワット以下の無線電話で25,010キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの国内通信のための通信操作を行うことができる。
5. 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、船舶局の空中線電力10キロワットのレーダーの技術操作を行うことができる。
6. 船舶局は、いかなる場合でも、免許状に記載された電波の型式及び周波数の範囲を超えて運用してはならない。
7. 電波法では、無線通信の秘密の保護については、何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を盗聴してはならない旨のみを規定している。
8. 無線電話通信では、略語を使用してはならない。
9. 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序について海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
10. 漁船の船舶局は、自局に対する無線電話による呼出しを受けたとき、操業中であれば直ちに応答しなくてもよい。
11. 船舶局は、遭難信号を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
12. 27,524キロヘルツの周波数の電波は、呼出し又は応答を行う場合に使用することができる。
13. 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、その通信の終了後、一括して訂正しなければならない。
14. 船舶局における遭難呼出しは、特定の無線局にあてなければならない。
15. 船舶局は、「緊急」又は「パン パン」の信号を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、この信号のあとの緊急通信を少なくとも1分間継続して受信しなければならない。
16. 電波法では、安全通信とは「船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。」と規定している。
17. 漁船の船舶局（漁業の指導監督用のものを除く。）と漁業用海岸局（漁業の指導監督用のものを除く。）との間において行う漁業に関する無線通信は、漁業通信ではない。
18. 船舶局の免許人が電波法に違反すると、総務大臣から3か月以内の期間を定めてその船舶局の運用の停止を命じられることがある。
19. 電波法の規定に違反して運用した船舶局を認めたとき、免許人は、その事実を総務省令で定める手続により、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。
20. 船舶局の免許状は、免許人が事務所に保管しておかなければならない。